

港則法に基づく許可申請要領

1 根拠

港則法第31条（工事等の許可）

- 1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条（準用規定）

第31条の規定は、特定港以外の港について準用する（抜粋）。

2 申請が必要となる港

尾鷲海上保安部に申請を行う港・・・長島港、引本港、尾鷲港、木本港

（第四章に掲載の「港則法適用港一覧及び港域図」参照）

なお、尾鷲海上保安部管内には、「海上交通安全法」の適用海域はありません。

3 工事・作業の範囲及び適用される行為

- 1) 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設など痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。
- 2) 一般的に「工事」又は「作業」と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為、船舶の離着岸及び荷役など港内で通常行われる行為については除外されます。
- 3) 定置網漁業を営むために行う定置網の設置、海苔・かき・真珠貝等の養殖施設用の竹木材類の敷設、漁礁の設置などは、漁ろう行為の前提としてなされるものですが、当該行為は港則法においては工事・作業に該当します。
- 4) 潜水して行うスクラップ採取、船底清掃等の作業は、器具使用の有無に関係なく作業に該当します。
- 5) 栈橋上の作業は、許可の対象となります。また、岸壁上の工事・作業についても工程上、作業船を使用する場合や作業資機材、油類の海上への落下防止及び流出防止の措置が必要となる場合には許可の対象となります。
- 6) 採水、採泥、潮流観測等のように、調査場所で一旦停止した状態で実施するような場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶が避航する必要があるなど船舶交通に影響を及ぼすことになるので許可の対象となります。

- 7) 特定港以外の港で行われる端艇競争やヨットレース等の行事に伴うブイの設置については、ブイの設置及び撤去に係る作業許可申請が必要となります。
- 8) 無人航空機（ドローン等）の飛行のみの場合については、許可に該当しません。航空法等の関係規則の遵守及び航空局又は空港事務所等への手続きを行ってください。ただし、無人航空機（ドローン等）が飛行するにあたり、その不随する行為が船舶交通に影響を及ぼす場合は許可の対象となります。

4 申請書の提出時期等

工事等の許可申請は、海上保安部長による審査、当該海域利用者への周知期間等を考慮し、原則として着工日の1ヶ月前までに提出してください。また、他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

5 審査基準及び標準処理基準

行政手続法に基づき、港長及び海上保安部署長等は、港則法に規定する各種許可基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口にて閲覧できるようにしておりますので、許可申請などを行う場合には事前に確認してください。

6 申請書の様式、提出部数

申請書は、所定の様式（A4縦版）により1部提出して下さい。なお、許可印等を押印した書類一式を希望される場合は、1部追加して提出してください。

7 申請者

申請者は「工事又は作業をしようとする者」、つまり工事又は作業を実際に施工する責任者です。

即ち、当該行為の実施について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

従って、請負契約を締結し工事等の施工が一任されている場合には、その請負先（請負った者）が申請者となります。

なお、国又は港湾管理者が直接実施する工事・作業（例：港湾計画上の工事・作業、地方整備局や港湾管理者が所有する清掃船の作業）の場合には、許可申請ではなく海上保安部長等への「協議」となります。

8 申請書の宛名及び提出先等

- 1) 特定港に係る申請書は各々管轄する港長、特定港以外の港については、各々管轄する海上保安部署へ提出して下さい。なお、尾鷲海上保安部の管轄については以下のとおり。

| 提出先 | 申請書記載の宛名 | 申請が適用される港の区域 |
|---------|----------|-----------------|
| 尾鷲海上保安部 | 尾鷲海上保安部長 | 尾鷲港、引本港、長島港、引本港 |

2) 事務取扱窓口

| |
|-----------------------------------|
| ☞ 尾鷲海上保安部 交通課 |
| 〒519-3614 |
| 三重県尾鷲市南陽町6-34 |
| TEL 0597-25-0118 FAX 0597-22-0639 |

3) 事務取扱時間

受付時間は、平日(月曜日～金曜日)午前8時30分から午後5時00分迄です。

。

ただし、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月29日～1月3日)は取扱いません。

なお、受付時間外及び閉庁日における緊急を要する作業等については、尾鷲海上保安部までご相談ください。

9 申請書の提出・許可書の受理方法

1) 申請書の提出方法

申請書は、事務取扱窓口へ直接提出していただくかまたは、FAX、電子メール、郵送で受け付けておりますので、申請の際はご相談ください。

なお、直接提出することができない場合は前項目記載の窓口に事前に連絡し、提出方法を相談ください。

2) 許可書の受理方法

申請された工事・作業に対し許可された際、申請者(担当者)あて電話連絡しますので、連絡を受けた後、申請書を提出した窓口に許可書を受け取りにお越しください。

なお、許可書の郵送を希望される方は、切手付返信用封筒を申請書と併せて提出してください。

※許可書について電子メール、FAXでの返送は現在対応しておりません。